随意契約結果及び契約の内容

工　事　の　名　称	萩原地区災害緊急復旧その２工事
工　事　概　要	本件は被災した堤防の応急復旧として今後予想される降雨等の自然現象より堤体の保護をおこなうものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局　八代河川国道事務所長 星尾　日明 熊本県八代市萩原町１丁目７０８－２
契　約　年　月　日	令和　８年　７月３１日
契　約　業　者　名	（株）中山建設
契　約　業　者　の　住　所	熊本県八代市夕葉町３－７
契　約　金　額	２８，６００，０００円（税込み）
予　定　価　格	２９，３７０，０００円（税込み）
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
工　事　場　所	熊本県八代市古麓町地先
工　事　種　別	維持修繕工事
工　期　（自）	令和　８年　７月３１日
工　期　（至）	令和　８年　８月　５日
備　考	

随　意　契　約　理　由　書

１．件　　名　：萩原地区災害緊急復旧その2 工事

２．履　行　場　所　：熊本県八代市古麓町地先

３．随意契約の相手方：名称　（株）中山建設
住所　熊本県八代市夕葉町３番地７
電話　0965-33-5047

４．随意契約適用法令：会計法第２９条の3 第4 項及び
予算決算及び会計令1０２条の4 第3 号

５．当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

１）当該業務の目的

本件は、令和8 年7 月 28 日発生地震より被災した球磨川右岸8ｋ０００～8ｋ０４０付近堤防の緊急復旧を行うものである。

２）当該業務の内容

本件は被災した堤防の応急復旧として今後予想される降雨等の自然現象より堤体の保護をおこなうものである。

３）随意契約に付する理由

本件は地震により被災した堤防を、今後予測される降雨等の自然現象より保護するために緊急に実施することが不可欠である。

（株）中山建設は、このような異常事態に緊急に対応をおこなう目的で緊急対応に必要な組織及び建設機械並びに資材、労力の確保及び動員に関する「災害時等応急対策工事及び洪水時等河川巡視に関する基本協定」を締結しており、本件の履行にあたって知識、経験、技術力を十分有しているものと判断できる。

以上のことから本件を円滑に遂行するためには（株）中山建設が唯一の契約相手と判断するものである。

このため本件は、会計法第２９条の3 第4 項及び予算決算及び会計令1０２条の4 第3 号により、（株）中山建設と随意契約を締結するものである。

（随意契約理由書作成者）
八代河川国道事務所　工務第一課長